

「エルダー社員制度」を利用している+希望する社員のみなさん！ エルダー社員基本賃金を改善するために 共に起ちあがろう！

東日本ユニオンは、エルダー社員の基本賃金を改善するため、4月に「エルダー社員基本賃金に関する申し入れ」を経営側に提出しました。

1. エルダー社員基本賃金表を廃止し、60歳退職時の賃金を基本賃金とすること。

2. 都市手当を支給すること。

額および等級は労働条件に関する協約第5章および賃金規程第3章を適用すること。

3. 寒冷地手当を支給すること。

額および等級は労働条件に関する協約第21章および賃金規程第15章を適用すること。

先輩社員、後輩社員ともに力を合わせよう！

多くのエルダー社員は、賃金をはじめとする労働条件・労働環境に不満を持っています。また、これから「エルダー社員制度」を利用する、あるいは制度利用を希望する社員の多くは、再雇用先や就労条件などの労働条件をはじめ、将来・人生設計に不安を持っています。この「エルダー社員制度」に関する労働条件・労働環境や制度運用を改善していくことは、労働組合の任務であり、経営側の責任だと言えます。

私たち東日本ユニオンは、公平感、平等感、納得感、充実感の得られるエルダー社員制度をつくるために取り組みを鋭意進めています。そこには「先輩のために」と闘う後輩組合員の姿があります。「後から続く後輩のために」と奮闘する先輩組合員の姿があります。JR採用と国鉄採用の組合員、社員がともに力を合わせて、エルダー社員の基本賃金改善を実現させましょう！



エルダー社員制度における「再雇用までの流れ(イメージ)」では、4月～6月に「再雇用希望の把握」を実施するとしています。東日本ユニオンでは現在、今年度59歳に達する組合員を対象に実態把握を進めています。誠意ある制度運用を求めて取り組みます。